

昭和五十八年総理府令第一号

警備業法施行規則

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、警備業法施行規則（昭和四十七年総理府令第六十四号）の全部を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 警備業の認定等の手続（第三条―第二十六条）

第三章 警備業務（第二十七条―第三十七条）

第四章 教育等

第一節 教育及び指導監督（第三十八条―第四十四条）

第二節 登録講習機関（第四十五条―第五十二条）

第五章 機械警備業（第五十三条―第六十五条）

第六章 監督（第六十六条―第七十条）

附則

第一章 総則

（申請書又は届出書の通数）

第一条 警備業法（以下「法」という。）及びこの府令の規定により都道府県公安委員会（法第五十三条の規定により道公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）に提出すべき申請書又は届出書の通数は、一通とする。

（警備業務用機械装置）

第二条 法第二条第五項の内閣府令で定める装置は、電話その他送信者の音声を送信し、及び受信するための装置以外の装置とする。

第二章 警備業の認定等の手続

（認定等の申請）

第三条 法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定更新申請書（以下「認定更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

2 認定申請書又は認定更新申請書を提出する場合においては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。

第四条 法第五条第一項（法第七条第四項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 個人である場合は、次に掲げる書類

イ 履歴書及び住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條第五号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

ロ 法第三条第一号から第八号まで及び第十号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

ニ 法第三条第六号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

ホ 精神機能の障害に関する医師の診断書（法第三条第七号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限る。）

ヘ 未成年者で警備業に関し営業の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該営業の許可を受けていることを証する書面（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び住所並びに警備業に係る主たる営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るイからホまでに掲げる書類（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号イからハまでに掲げる書類））

二 法人である場合は、次に掲げる書類

イ 定款及び登記事項証明書

ロ 役員に係る前号イ及びハからホまでに掲げる書類

ハ 法第三条第一号から第三号まで、第十号及び第十一号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 選任する警備員指導教育責任者（以下「指導教育責任者」という。）に係る次に掲げる書類

イ 警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の写し

ロ 誠実に業務を行うことを誓約する書面

ハ 第一号イ、ハ及びニに掲げる書類

ニ 法第二十二條第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 公安委員会は、認定申請書又は認定更新申請書を提出した者（警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものである場合はその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員）を含み、法人である場合はその役員とする。）が法第三条第七号に掲げる者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（通知の方法）

第五条 法第五条第三項の規定による通知は、理由を付した通知書を交付して行うものとする。

（標識の様式）

第六条 法第六条第一項の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。

（標識の閲覧）

第七条 法第六条第一項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 常時使用する従業者の数が五人以下である場合

二 当該警備業者が管理するウェブサイトをしていない場合

2 法第六条第一項の規定による公衆の閲覧は、当該警備業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（認定の有効期間の更新の申請）

第八条 法第七条第一項の規定による有効期間の更新の申請は、法第四条に規定する認定（以下「認定」という。）の有効期間の満了の日の三十日前までに行わなければならない。

（認定の有効期間の更新）

第九条 法第七条第二項の規定により有効期間を更新したときは、更新を申請した者にその旨を通知するものとする。

（通知の方法）

第十条 法第七条第三項の規定による通知は、理由を付した通知書を交付して行うものとする。

（営業所の届出等）

第十一条 法第九条に規定する届出書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該都道府県の区域内に営業所を設けようとする場合にあつては当該営業

所の所在地（当該営業所が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の営業所の所在地）の所轄警察署長を経由して、当該都道府県の区域内で警備業務を行おうとする場合（営業所を設けようとする場合を除く。）にあつては当該警備業務を行おうとする場所（当該場所が二以上ある場合にあつては、そのいずれか一の場所）の所轄警察署長を経由して、当該営業所を設け、又は警備業務を行おうとする日の前日まで提出しなければならない。

第十二条 法第九条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 認定をした公安委員会の名称及び認定の番号

二 当該都道府県の区域内に設けようとする営業所又は当該区域内で行おうとする警備業務に係る営業所の名称及び所在地並びにこれらの営業所において取り扱う警備業務の区分（法第二条第一項各号の警備業務の区分をいう。第三十八條第三項を除き、以下同じ。）

三 前号の営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、選任する指導教育責任者の氏名及び住所

第十三条 法第九条の内閣府令で定める書類は、当該都道府県の区域内に設けようとする営業所について選任する指導教育責任者に係る第四条第一項第三号に掲げる書類（当該指導教育責任者に係る同項第一号ハ及びニに掲げる書類を除く。）とする。

第十四条 法第九条の内閣府令で定める警備業務は、次のとおりとする。

一 当該都道府県の区域内において継続して行う期間が三十日以内で、かつ、従事させる警備員の数が一日につき五人以内である警備業務

二 法第二条第一項第三号の警備業務で当該都道府県の区域内に当該運搬物の発送場所及び到達場所がないもの

（廃止の届出）

第十五条 法第十条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長（警備業を廃止した時において主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設け、又は当該区域内で法第九条に規定する警備業務（第十九條第三号、第二十一條及び第二十三條第二号において単に

「警備業務」という。)を行つていた場合にあっては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長)を経由して、警備業務を廃止した日から十日以内に提出しなければならない。

第十六条 法第十条第一項の内閣府令で定める事項は、廃止の年月日及び廃止の事由とする。

(法第五条第一項各号に掲げる事項の変更の届出)

第十七条 法第十一条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。

2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、当該変更の日から十日(当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日)以内に提出しなければならない。

第十八条 法第十一条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第十九条 法第十一条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第四条第一項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類
二 法第十一条第二項に規定する事項に変更があつたことを理由とする届出にあつては、同項に規定する他の公安委員会の名称を記載した書面
三 都道府県の区域を異にして主たる営業所を変更したことを理由とする届出にあつては、法第五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項(変更後の主たる営業所の所在する都道府県の区域内に所在する営業所及び当該区域内で行う警備業務に係る営業所に係るものを除く。)を記載した書面

第二十条 削除

(法第九条第三号に掲げる事項の変更の届出)
第二十一条 法第十一条第三項において準用する同条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第七号のとおりとする。ただし、当該都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなつた場合の届出に係る届出書については、別記様式第八号のとおりとする。

2 前項本文の届出書は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由して、当該変更の日から十日以内に提出しなければならない。

一 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域を管轄する公安委員会に当該届出書を提出する場合 第二十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長(当該区域内に主たる営業所が所在していた場合にあっては、都道府県の区域を異にして当該営業所を変更する前のその所在地の所轄警察署長)

二 主たる営業所の所在する都道府県の区域内で当該都道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行い又は行わないこととなつたことを理由として当該届出書を提出する場合 主たる営業所の所在地の所轄警察署長
第一項ただし書の届出書は、前項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長を経由して、警備業務を行わないこととなつた日から十日以内に提出しなければならない。

第二十二条 法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第二十三条 法第十一条第三項において準用する同条第一項の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第十三条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類
二 第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長の管轄区域内において警備業務を行わないこととなつた場合(当該変更に係る公安委員会の管轄区域内において警備業務を行わないこととなつた場合を除く。)の届出にあつては、当該公安委員会の管轄区域内に営業所が所在するときは当該営業所の所在地(当該営業所が二以上ある場合にあっては、そのいずれか一の営業所の所在地)の所轄警察署長の名称を、当該区域内に営業所が所在しないときは当該区域内で警備業務を行う場所(当該場所が二以上ある場合にあっては、そのいずれか一の場所)の所轄警察署長の名称を記載した書面

第二十四条 前条第二号に規定する届出に係る届出書の提出は、第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長に代えて、当該届出書に添付した前条第二号に掲げる書面にその名称を記載した所轄警察署長を経由して行うことができる。

2 前条第二号に規定する届出をした警備業者については、前項に規定する所轄警察署長を第二

十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長とみなして、この府令の規定を適用する。

(死亡等の届出)
第二十五条 法第十二条第一項及び第二項に規定する届出書の様式は、別記様式第八号の二のとおりとする。

2 前項の届出書は、法第十二条第一項の規定により提出する場合にあっては主たる営業所の所在地の所轄警察署長(法第九条の規定による届出書の提出をした場合にあっては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長及び第二十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長)を経由して、法第十二条第二項の規定により提出する場合にあっては第二十一条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を経由して、当該事由の発生の日から十日以内に提出しなければならない。

第二十六条 法第十二条第一項及び第二項の内閣府令で定める事項は、届出書を提出すべきこととなつた事由及び当該事由の発生日とする。

第三章 警備業務
第二十七条 法第十六条第一項の内閣府令で定める公務員は、警察官及び海上保安官とする。

(服装及び護身用具の届出)
第二十八条 法第十六条第二項(法第十七条第二項において準用する場合を含む。次条から第三十一条までにおいて同じ。)に規定する届出書の様式は、服装の届出に係る届出書にあっては別記様式第九号のとおりとし、護身用具の届出に係る届出書にあっては別記様式第十号のとおりとする。

2 前項の届出書は、第三条第二項又は第二十一条第二項の規定により經由すべきこととされる警察署長を経由して、当該警備業務の開始の日の前日までに提出しなければならない。

第二十九条 法第十六条第二項の内閣府令で定める事項は、服装の届出にあっては当該服装に付ける標章の位置及び型式並びに当該服装を用いて行う警備業務の内容及び護身用具の届出にあっては護身用具の機能及び使用基準並びに当該護身用具を携帯して行う警備業務の内容及び

第三十条 法第十六条第二項の内閣府令で定める書類は、服装(制服でない服装にあっては、標準を付けるものに限る。)の届出に係る届出書にあっては、服装の種類ごとに、当該服装を用いた警備員の正面及び側面の全身の縦の長さ十二センチメートル、横の長さ八センチメートルの写真(無背景で色彩を識別することのできるものに限り。)各一枚とし、護身用具の届出に係る届出書にあっては、護身用具の種類ごとに、護身用具の縦の長さ十二センチメートル、横の長さ八センチメートルの写真(色彩を識別することのできるものに限る。)一枚とする。

第三十一条 法第十六条第二項の内閣府令で定める警備業務は、第十四条各号に掲げる警備業務とする。

(服装等の変更の届出)

第三十二条 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

2 前項の届出書は、主たる営業所の所在地の所轄警察署長又は第二十一条第二項第一号の規定により經由すべきこととされる警察署長を経由して、当該変更に係る服装の使用又は護身用具の携帯の開始の日の前日までに提出しなければならない。

3 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項の内閣府令で定める事項は、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

4 法第十六条第三項及び法第十七条第二項において準用する法第十一条第一項の内閣府令で定める書類は、第三十条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類とする。

(書面の交付)

第三十三条 法第十九条第一項の規定により警備業務の依頼者に対して交付する契約の概要について記載した書面には、当該契約に係る次の事項を明記しなければならない。

一 法第二条第一項第一号の警備業務(機械警備業務を除く。)を行う契約にあっては、次に掲げる事項

イ 警備業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名

ロ 警備業務を行う日及び時間帯

ハ 警備業務対象施設の名称及び所在地
ニ 警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務

ホ 警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能
 ヘ 警備業務に従事させる警備員が用いる服装
 ト 警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材
 チ 警備業務対象施設の鍵の管理に関する事項
 リ 警備業務対象施設における盗難等の事故発生時の措置
 ヌ 報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項
 ル 警備業務の対価その他の当該警備業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額の金銭の支払の時期及び方法
 ワ 警備業務を行う期間
 カ 警備業務の再委託に関する事項
 ヨ 免責に関する事項
 タ 損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項
 レ 契約の更新に関する事項
 ソ 契約の変更に関する事項
 ツ 契約の解除に関する事項
 ネ 警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口
 ナ 特約があるときは、その内容
 ニ 法第二条第一項第二号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項
 イ 警備業務を行うこととする場所
 ロ 警備業務を行うこととする場所における負傷等の事故発生時の措置
 ハ 前号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
 ニ 法第二条第一項第三号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項
 イ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするもの
 ロ 警備業務を行う路程
 ハ 二以上の車両を使用して警備業務を行うときは、これらの車両の車列の編成
 ニ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするものの管理に関する事項
 ホ 運搬されることとなる現金、貴金属、美術品等であつて、警備業務の対象とするものに係る盗難等の事故発生時の措置

へ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
 四 法第二条第一項第四号の警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項
 イ 警備業務の対象となる者の氏名及び住所又は居所
 ロ 警備業務の対象となる者に対する危害が発生するおそれがあり、又は発生したときの措置
 ハ 第一号イ、ロ、ニからトまで及びヌからナまでに掲げる事項
 五 機械警備業務を行う契約にあつては、次に掲げる事項
 イ 基地局及び待機所の所在地
 ロ 盗難等の事故の発生に関する情報を感知する機器の設置場所及び種類その他警備業務用機械装置の概要
 ハ 待機所から警備業務対象施設までの路程（当該路程を記載することが困難な事情があるときは、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時までに通常要する時間）
 ニ 送信機器の維持管理の方法
 ホ 第一号イからナまでに掲げる事項
 第三十四条 法第十九条第二項第一号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。
 一 法第二条第一項第一号の警備業務（機械警備業務を除く。）を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロからヌまでに掲げる事項
 二 法第二条第一項第二号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第三号イ及びロに掲げる事項
 三 法第二条第一項第三号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第三号イからホまでに掲げる事項
 四 法第二条第一項第四号の警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロ、ニからトまで及びヌ並びに同項第四号イ及びロに掲げる事項
 五 機械警備業務を行う契約にあつては、前条第一項第一号ロからヌまで及び同項第五号イからニまでに掲げる事項
 法第十九条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 契約の締結年月日
 二 前条第一項第一号カからソまで、ネ及びナに掲げる事項
 第三十五条 法第十九条第一項及び第二項の書面を警備業務の依頼者に交付する場合は、警備業務の依頼者に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の警備業務の依頼者が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。
 （情報通信の技術を利用する方法）
 第三十六条 法第十九条第三項の内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。
 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 イ 警備業務の使用に係る電子計算機と当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 ロ 警備業務の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該警備業務の依頼者の閲覧に供し、当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法
 （法第十九条第三項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、警備業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに法第十九条第一項又は第二項の規定による書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
 2 前項に規定する方法は、当該警備業務の依頼者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。
 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、警備業者の使用に係る電子計算機と、当該警備業務の依頼者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十七条		警備業法施行令第一条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。	
一		前条第一項に規定する方法のうち警備業者が使用するもの	
二		ファイルへの記録の方式	
第四章		教育等	
第一節		教育及び指導監督（教育）	
第三十八条		法第二十一条第二項の規定による警備員に対する教育（以下「警備員教育」という。）は、基本教育、業務別教育並びに必要に応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育とする。	
2		基本教育は、次の表の上欄に掲げる警備員（法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。）の区分に応じ、警備業務に関する基本的な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項について行う教育とする。	
警備員の区分		教育事項	
一	新たに警備業務に従事させようとする警備員	イ	警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備員の資質の向上に関すること。 ハ 警備業法その他の警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 ニ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。 ホ 護身用具の使用の方法その他の護身の方法に関すること。
二	現に警備業務に従事させている警備員	イ	警備業務実施の基本原則に関すること。 ロ 警備業法その他の警備業務の適正

備考	一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。	な実施に必要な法令に関すること。 ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。
	二 この表の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ニ及びホ並びに二の項ハに掲げる教育事項についての教育は、講義の方法及び実技訓練の方法によるものとし、その他の教育事項についての教育は、講義の方法（同表の一の項ロに掲げる教育事項についての教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法）によるものとする。	

法第二条第二項第二号の警備業務	ハ 警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法に関すること。 ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。 ホ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	法第二条第二項第二号の警備業務
法第二条第二項第三号の警備業務	イ 当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。 ロ 車両及び歩行者の誘導の方法に関すること。 ハ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関すること。 ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用法に関すること。 ホ 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること。 ヘ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	法第二条第二項第三号の警備業務

法第二条第四号の警備業務	イ 人の周辺における警戒に係る警戒位置その他警戒の方法に関すること。 ロ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用法に関すること。 ハ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。 ニ 二人の身体に対する危害の発生を防止するためにとるべき避難等の措置に関すること。 ホ その他当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	機械警備業務
備考	業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、これと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。	備考

一 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員 これらの項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数（当該時間数に三十分以上一時間未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨てたものとする。第四号において同じ。）又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数	二 次項の表の二の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、五時間を超えない時間数	三 次項の表の三の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、二時間を超えない時間数	四 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいずれか少ない時間数を超えない時間数	4 新たに警備業務に従事させようとする警備員（合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証（法第二条第一項第一号の警備業務に係るものを除く。）及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。
二の項から七の項までに掲げる警備員以外の警備員	基礎教育	種類	教育時間数	教育時間数
別業務及び教育	間時十			

二	三	四	五	六
合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの（三の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させようとするもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させようとするもの（三の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）	機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもの（五の項及び六の項に掲げる警備員を除く。）	機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするもののうち、最近三年間に警備業務に従事した期間が通算して一年以上であるもの又は警察官の職にあつた期間が通算して一年以上であるもの	最近三年間に業務別教育に係る警備業務の区分の警備業務に従事した期間が通算して一年以上である警備員で当該区分の警備業務に従事させようとするもの
業務別教育	業務別教育	基本教育	基本教育	基本教育
十時間	三時間	十時間	三時間	七時間

七	五	一	二
とするもの（三の項及び五の項に掲げる警備員を除く。）	現に警備業務に従事させている警備員（合格証明書（国家公安委員会が定めるものに限る。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。）に対する教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。	二の項に掲げる警備員以外の警備員	合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務以外の警備業務に従事させているもの、合格証明書（国家公安委員会が定めるものを除く。）の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させる
業務別教育及び基本教育	業務別教育及び基本教育	基本教育及び業務別教育	業務別教育
十時間	六時間	十時間	十時間

備考	ているもの又は指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分以外の区分の警備業務に従事させているもの	
	一 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行った日の属する年度は、行わなくてもよい。	
	二 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行った日の属する年度は、当該業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、行わなくてもよい。	

6 警備員教育は、第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書に記載する教育計画に基づき、適切かつ効果的に行わなければならない。
(指導教育責任者の選任)

第三十九条 法第二十二条第一項の規定により選任される指導教育責任者は、次項及び第三項に規定する場合を除き、営業所ごと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分ごとに、専任の指導教育責任者として置かれなければならない。

2 二以上の警備業務の区分を取り扱う一の営業所において、これらの警備業務の区分のすべてに応じ警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けている者が置かれる場合は、当該これらの警備業務の区分ごとに専任の指導教育責任者をそれぞれ選任することを要しない。

3 専任の指導教育責任者が置かれている営業所に近接する営業所でその属する警備員の数が五人以下であるものについて、当該指導教育責任者が当該営業所において取り扱う警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けており、かつ、当該指導教育責任者を当該警備業務の区分に係る指導教育責任者として置くことにつき当該営業所の所在する都道府県の区域

を管轄する公安委員会の承認を得た場合は、専任の指導教育責任者を選任することを要しない。

（指導教育責任者の業務）

第四十条 法第二十二条第一項の内閣府令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第六十六条第一項第四号に掲げる指導計画書を作成し、その計画書に基づき警備員を実地に指導し、及びその記録を作成すること。

二 第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書を作成し、及びそれに基づく警備員教育の実施を管理すること。

三 第六十六条第一項第六号に掲げる書類その他警備員教育の実施に関する記録の記載について監督すること。

四 警備員の指導及び教育について警備業者に必要な助言をすること。

（指導教育責任者資格者証の様式）

第四十一条 法第二十二条第二項に規定する指導教育責任者資格者証の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

（指導教育責任者資格者証の交付の申請）

第四十二条 法第二十二条第二項の規定による指導教育責任者資格者証の交付を受けようとする者は、その住所地を管轄する公安委員会に、別記様式第十三号の交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により交付申請書を提出する場合においては、申請者の住所地の所轄警察署長を経由しなければならない。

3 第一項に規定する交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二十二条第二項第一号に掲げる者に該当することを証する書面又は同項第二号に掲げる者に該当することについての国家公安委員会規則で定める基準に適合することを証する書面

二 第四条第一項第一号イ、ハ及びニに掲げる書類並びに法第二十二条第四項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付の申請）

第四十三条 法第二十二条第五項の規定による指導教育責任者資格者証の書換えを受けようとする者は、別記様式第十四号の書換え申請書及び

届出書にあつては別記様式第八号のとおりとし、法第四十条第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつた場合（基地局を廃止したが、当該区域内において機械警備業務を行う場合を含む。以下同じ。）の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとする。

2 前項の届出書は、第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長を經由して、当該事由の発生の日から十日以内に提出しなければならない。

第五十七条 法第四十一条の内閣府令で定める事項は、当該都道府県の区域内における基地局を廃止した場合、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合の届出にあつては基地局の廃止その他機械警備業務を行わないこととなつた日に係る年月日及びその事由とし、法第四十条第二号又は第三号に掲げる事項に変更があつた場合の届出にあつては当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由とする。

第五十八条 法第四十一条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 第五十五条に規定する書類のうち、当該変更事項に係る書類

二 第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長の管轄区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合（当該公安委員会の管轄区域内において機械警備業務を行わないこととなつた場合を除く。）の届出にあつては、当該公安委員会の管轄区域内に基地局が所在するときは当該基地局の所在地（当該基地局が二以上ある場合にあっては、そのいずれか一の基地局の所在地）の所轄警察署長の名称を、当該区域内に基地局が所在しないときは当該区域内で行う機械警備業務に係る警備業務対象施設の所在地（当該警備業務対象施設が二以上ある場合にあっては、そのいずれか一の警備業務対象施設の所在地）の所轄警察署長の名称を記載した書面

第五十九条 前条第二号に規定する届出に係る届出書の提出は、第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長に代えて、当該届出書に添付した前条第二号に掲げる書面にその名称を記載した所轄警察署長を經由して行うことができる。

2 前条第二号に規定する届出をした機械警備業者については、前項に規定する所轄警察署長を

第五十三条第二項の規定により經由すべきこととされた警察署長とみなして、この府令の規定を適用する。

（機械警備業務管理者の選任）

第六十条 法第四十二条第一項の規定により選任される機械警備業務管理者は、基地局ごとに専任の機械警備業務管理者として置かれなければならない。ただし、一の機械警備業者に係る二以上の基地局において、当該二以上の基地局に係る警備業務対象施設の数の合計数が五千以下であり、かつ、当該二以上の基地局を通じて一人の機械警備業務管理者を置くことにつきそれぞれの基地局における次条に規定する機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして当該二以上の基地局の所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会（当該公安委員会が二以上あるときは、当該二以上の公安委員会）の承認を受けたときは、専任の機械警備業務管理者を置くことを要しない。

（機械警備業務管理者の業務）

第六十一条 法第四十二条第一項の内閣府令で定める業務は、次のとおりとする。

一 警備業務用機械装置による警備業務対象施設の警戒、警備業務用機械装置の維持管理その他の警備業務用機械装置の運用を円滑に行うための計画を作成し、その計画に基づき警備業務用機械装置の運用を行うように警備員その他の者を監督すること。

二 指令業務に関する基準を作成し、その基準により指令業務を統制するため指令業務に従事する警備員を指導すること。

三 警備員に対し、警察機関への連絡について指導を行うこと。

四 法第四十四条に規定する書類の記載について監督すること。

五 機械警備業務の管理について機械警備業者に必要な助言をすること。

（機械警備業務管理者資格者証の様式）

第六十二条 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の様式は、別記様式第二十号のとおりとする。

（機械警備業務管理者資格者証の交付等の申請）

第六十三条 第四十二条の規定は機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者について、第四十三条の規定は機械警備業務管理者資格者証の書換え又は再交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十

二条第三項第一号中「法第二十二條第二項第一号」とあるのは「法第四十二條第二項第一号」と、同項第二号中「並びに法第二十二條第四項各号」とあるのは「精神機能の障害に関する医師の診断書（法第四十二條第三項において読み替へて準用する法第二十二條第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当しないことが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り。）並びに法第四十二條第三項において読み替へて準用する法第四十二條第四項各号」と、第四十三條中「当該指導教育責任者資格者証」とあるのは「当該機械警備業務管理者資格者証」と読み替へるものとする。

2 公安委員会は、機械警備業務管理者資格者証の交付を受けようとする者が法第四十二條第三項において読み替へて準用する法第二十二條第四項第二号に規定する国家公安委員会規則で定める者に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、その者に法第五十一条に規定する医師の診断を受けることを求めるものとする。

（書類の備付け）

第六十四条 法第四十四条第三号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 基地局及び待機所の位置並びに待機所ごとの警備業務対象施設の所在する地域（地図上に記載するものとする）。

二 待機所ごとに、市町村の区域（指定都市にあっては、区又は総合区の区域）ごとの警備業務対象施設の数（別記様式第二十一号により記載するものとする）。

三 警備業務対象施設ごとに、待機所から警備業務対象施設までの路程及び基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着する時まで通常要する時間。

四 待機所ごとに、配置する車両その他の装備の種類ごとの数量。

五 盗難等の事故の発生に関する情報を受信した日時、その情報に係る警備業務対象施設の名称及び所在地並びにその情報に応じて講じた措置及びその結果（その情報に応じて警備員を現場に向かわせた場合にあっては、当該受信の時から警備員が現場に到着する時まで要した時間を含む）。

2 前項第五号に掲げる事項を記載した書類は、当該情報の受信の日から一年間、備えておかなければならない。

（電磁的方法による記録）

第六十五条 法第四十四条各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第六十七条において同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて法第四十四条に規定する当該事項が記載された書類に代えることができる。

第六章 監督

（警備員の名簿等）

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一 次の事項を記載し、かつ、三年以内に撮影した無帽、正面、上三分身の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（無背景のものに限る。）をはり付けた警備員の名簿

イ 氏名、本籍、住所、生年月日及び採用年月日並びに退職した場合には退職年月日
ロ 当該警備員に対して行つた警備員教育に係る実施年月日、内容、時間数及び実施者の氏名

ハ 従事させる警備業務の内容
ニ 合格証明書の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項

(1) 当該合格証明書に係る警備業務の種別の名称
(2) 当該合格証明書を交付した公安委員会の名称
(3) 当該合格証明書の交付年月日
(4) 当該合格証明書の番号

(5) その他国家公安委員会規則で定める事項
ホ 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項

(1) 当該指導教育責任者資格者証を交付した公安委員会の名称
(2) 当該指導教育責任者資格者証の交付年月日

(3) 当該指導教育責任者資格者証の番号
(4) 当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分

- へ 機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員にあつては、次に掲げる事項
- (1) 当該機械警備業務管理者資格者証を交付した公安委員会の名称
 - (2) 当該機械警備業務管理者資格者証の交付年月日
 - (3) 当該機械警備業務管理者資格者証の番号
- 二 警備員ごとに、法第十四条第一項に規定する者に該当しないことを誓約する書面の提出を受けた旨その他同項に規定する者に該当しないことを確認するために講じた措置を記載した書類（当該提出を受けた書面の添付があるものに限る。）
- 三 護身用具の種類ごとの数量を記載した書面
- 四 警備員に対する指導に関する計画を記載した指導計画書
- 五 年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書
- 六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施場所、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類
- 七 警備業務に関する契約ごとに、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 当該契約に係る警備業務の依頼者
- ロ 第三十三条第一号二（当該契約が法第十八条に規定する種別の警備業務を行うものである場合には、当該種別に係る合格証明書を受けている警備員の氏名を含む。）及びロに掲げる事項
- ハ 当該契約が法第二十一条第一号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第一号ハに掲げる事項
- ニ 当該契約が法第二十一条第二号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第二号イに掲げる事項
- ホ 当該契約が法第二十一条第三号の警備業務を行うものである場合には、第三十三条第三号ロに掲げる事項
- ヘ 当該契約が法第二十一条第四号の警備業務を行うものである場合には、第三十三

- 条第四号イに掲げる事項（警備業務の対象となる者の氏名を除く。）
- 八 警備業務についての依頼者等からの苦情に關し、苦情を申し出た者の氏名及び連絡先、苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置並びに苦情処理を担当した者の氏名を記載した書類
- 二 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。
- 三 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。
- （電磁的方法による記録）
- 第六十七条 前条第一項に規定する書類に記載することとされている事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもつて同項に規定する書類に代えることができる。
- （電磁的方法による記録に係る基準）
- 第六十八条 第六十五条又は前条の規定による記録をする場合には、国家公安委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。
- （報告等の要求）
- 第六十九条 法第四十六条の規定による報告又は資料の提出の要求は、当該要求の理由を記載した書面により行うものとする。
- （証明書の様式）
- 第七十条 法第四十七条第二項において準用する法第三十八条第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第二十二号のとおりとする。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この府令は、警備業法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年一月十五日）から施行する。
 - 2 この府令の施行の日以降における最初の教育期は、第二十六条第二項の表の二の項の下欄の規定にかかわらず、この府令の施行の日から昭和五十八年九月三十日までの期間とする。

- 3 改正法附則第四項に規定する公安委員会が警備員の指導及び教育に關し知識経験があると認める者に係る改正法による改正後の法第四条の二第一項又は第五条若しくは第六条第一項の規定により認定申請書又は届出書に添付すべき書類については、第四条第三号中「警備員指導教育責任者資格者証（以下「指導教育責任者資格者証」という。）の写し」とあるのは「公安委員会が警備員の指導及び教育に關し知識経験があると認める者であることを証する書面」と、「第一号イ、ハ及びニ」とあるのは「第一号イ」と読み替えて、同号（ニを除く。）の規定を適用する。
- 4 改正法附則第五項に規定する公安委員会が機械警備業務の管理に關し知識経験があると認める者に係る改正法による改正後の法第十一条の四又は第十一条の五の規定により届出書に添付すべき書類については、第三十五条第一号中「機械警備業務管理者資格者証の写し」とあるのは「公安委員会が機械警備業務の管理に關し知識経験があると認める者であることを証する書面」と読み替えて、同条（第一号二及び第二号を除く。）の規定を適用する。
- 附 則（昭和六一年七月一日総理府令第四三三号）
- この府令は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条第一項第一号の改正規定（ホ及びベに係る部分に限る。）は、昭和六十一年十月一日から施行する。
- 附 則（昭和六二年九月一日総理府令第四五五号）
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成五年七月一日総理府令第三七号）
- （施行期日）
- 1 この府令は、平成五年八月一日から施行する。
 - 2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成六年三月四日総理府令第九号）抄
- この府令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、遺失物法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に關する総理府令、指

- 定射撃場の指定に關する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に關する総理府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に關する総理府令及び警備業法施行規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの府令に規定する様式による書面とみなす。
- 附 則（平成八年二月四日総理府令第五三三号）
- （施行期日）
- 1 この府令は、平成九年四月一日から施行する。
 - 2 この府令の施行前にした行為に係るこの府令の施行後における警備業法第十四条の規定による指示及び同法第十五条第一項の規定による営業の全部又は一部の停止については、なお従前の例による。
- 附 則（平成一〇年七月二九日総理府令第五〇〇号）抄
- この府令は、平成十年八月一日から施行する。
- 附 則（平成一一年一月一日総理府令第二二二号）
- （施行期日）
- 1 この府令は、公布の日から施行する。
 - 2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に關する総理府令、指定射撃場の指定に關する総理府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に關する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に關する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に關する総理府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ。この場合には、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができ。

附 則（平成一二年三月三〇日総理府令第二九号）

この府令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成一二年三月三〇日総理府令第三〇号）

（施行期日）
1 この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この府令の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第五条第一項の規定により提出されている許可申請書並びに警備業法第四条の二第一項（同法第四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出されている認定申請書及び認定証更新申請書の添付書類については、なお従前の例による。

3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年八月一四日総理府令第八九号）抄

（施行期日）
1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年三月二六日内閣府令第一七号）

この府令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月七日内閣府令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この府令は、警備業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八八号）の施行の日（平成十五年三月三十一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十四年法律第四十五号）の施行の日（平成十五年四月一日））

二 第一条中警備業法施行規則第四十五条第一項の改正規定（「結果」の下に「その情報に」応じて警備員を現場に向かわせた場合にあつては、当該受信の時から警備員が現場に到着

する時まで）に要した時間を含む。」を加える部分に限る。）及び第四十六条第一項の改正規定（平成十五年六月一日）

附 則（平成一七年一月一八日内閣府令第一〇二号）

第三条 改正法による改正前の警備業法第十一条の三第二項の規定により交付された指導教育責任者資格者証の書換え及び再交付については、この府令の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

別記様式

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四条の二第二項後段（同法第四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により認定申請書又は認定証更新申請書に添付して提出されている第一条の規定による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。）第四条第一号ロに掲げる書類（同号へに規定する警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものの法定代理人に係るものを含む。）及び同条第二号ハに掲げる書類は、それぞれ第一条の規定による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第四条第一項第一号ロに掲げる書類（同号へに規定する警備業者の相続人である未成年者で警備業に関し営業の許可を受けていないものの法定代理人に係るものを含む。）及び同項第二号ハに掲げる書類とみなす。

第三条 この府令の施行の際現に警備業法第六条第三項の規定により申請されている認定証の書換えについては、新令第十七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に警備業法第十一条の九及び第十二条の規定により備えている旧令第四十五条第一項第五号に掲げる事項を記載した書類並びに旧令第四十六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類は、それぞれ新令第四十五条第一項第五号に掲げる事項を記載した書類並びに新令第四十六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類とみなす。

第五条 旧令別記様式による書面は、この府令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ対応する新令別記様式（新令別記様式第一号、別記様式第四号及び別記様式第六号）にあつては、附則第一条第一号に定める日以後は、それぞれ第二条の規定による改正後の警備業法施行規則別記様式第一号、別記様式第四号及び別記様式第六号）による書面とみなす。

附 則（平成一七年三月四日内閣府令第一六号）
この府令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この府令は、警備業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十七年十一月二十一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の規定は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

（経過措置）
第二条 改正法附則第四条の届出書は、次の各号に掲げる都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、それぞれ当該各号に定める警察署長を経由して提出するものとする。

一 主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会
主たる営業所の所在地の所轄警察署長
二 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内に営業所を設けている場合において、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会
この府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長
三 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（新令第十四条に規定する警備業務を除く。）を行つている場合（当該区域内に営業所を設けている場合を除く。）において、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会
新令第十一条第二項の規定により経由すべきこととされた警察署長
前項の届出書の様式は、別記様式のとおりとする。

3 第一項第一号又は第二号に掲げる公安委員会に提出することとする届出書には、新令第四条第一項第三号に掲げる書類（同項第一号ハ及びニに掲げる書類については、第一項第一号に掲げる公安委員会に届出書を提出する場合に限る。）を添付しなければならない。ただし、施行日において現に警備員指導教育責任者に選任されている者に係る新令第四条第一項第三号に掲げる書類については、添付することを要しない。

4 施行日から六月を経過する日までの間に、改正法による改正後の警備業法第七条第一項の更新を申請した者は、第一項第一号に掲げる公安委員会に対する改正法附則第四条の届出書を提出したものとはみなす。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

- 「財政関係」
- 1 中央債権は、記載しないこと。
 - 2 国庫金は、元金と利息及び引当金とに代えて、書き出すことができる。
 - 3 数字からわかる限り、該当する数字を○で囲むこと。（『警務費支出の区別』及び『警務費の支出の区別』については、23の区別と区別外の区別が同一の場合のみ、該当する数字を○で囲むこととし、それをもととして区別のつづけてはならない。）
 - 4 世帯別及び『警務費支出の区別』及び『歳入に係る警務費支出の区別』欄の「1」は国庫金と「2」は第1期3年警務費支出の区分を、「3」はと第2期3年警務費支出の区分を、「4」はと第3期3年の警務費支出の区分を、「5」はと第4期3年の警務費支出の区分をいふ。
 - 5 『警務費支出の区別』欄の「国庫金と警務費支出」と、警務費と警務費支出の区別とに該当するもの、その他の関係のあるものについては、警務費等の総額等欄を記入（年3期3年警務費支出の総額を記入）し、1番を書き添えること。
 - 6 世帯別の記載しないうちは、実際に記載のもの、これをすべて書くこと。

図 4
厚紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則（平成二〇年八月一日内閣府令第四八号）

この府令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二四年三月一六日内閣府令第七号）

この府令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年六月一八日内閣府令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第四条 この府令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年二月一八日内閣府令第七号）

（施行期日）

1 この府令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の警備業法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の警備業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和元年五月二四日内閣府令第五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二二日内閣府令第二二号）

（施行期日）

1 この府令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関

する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する内閣府令、指定射撃場の指定に関する内閣府令、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令、警備業法施行規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則及び内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和元年八月三〇日内閣府令第二四号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。）第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類（この府令の施行の日前に終了した教育期（旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。）に係るものに限る。）についてのこの府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

ての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後においても、その終了の日」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の前日」とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の新令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかねば」とあるのは、「（警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第二十四号）の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければ」とする。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年一〇月二四日内閣府令第三六号）抄

（施行期日）

1 この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則（令和二年二月二八日内閣府令第八五号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和三年二月二七日内閣府令第七五号）

（施行期日）

1 この内閣府令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定又は同法附則第三条第三項の規定により

なおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三條の規定により成年に達したものとみなされた十八歳未満の者は、第一条の規定による改正後の警備業法施行規則第四条第一項及び第二項、第二条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第一条並びに第三条の規定による改正後の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則第二条第三項の規定の適用については、これらの規定に規定する未成年者には含まれないものとする。

附 則（令和五年二月二五日内閣府令第八五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年一月三一日内閣府令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この府令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の様式（第二条の規定による改正前の警備業法施行規則別記様式第二号及び第三条の規定による改正前の探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則別記様式第四号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和六年六月二七日内閣府令第六一号）

（施行期日）

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

表 10-1 自治体職員等の区域外に就労する主な雇用者

自治体	自治体職員等	区域外に就労する雇用者
北海道	1. 道庁職員等 2. 道立機関職員等	1. 道庁職員等 2. 道立機関職員等
青森県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
岩手県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
宮城県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
秋田県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
山形県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
福島県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
茨城県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
栃木県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
群馬県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
埼玉県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
千葉県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
東京都	1. 市庁職員等 2. 市立機関職員等	1. 市庁職員等 2. 市立機関職員等
神奈川県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
新潟県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
富山県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
石川県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
福井県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
山梨県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
長野県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
岐阜県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
静岡県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
愛知県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
岐阜県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
静岡県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
愛知県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
三重県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
滋賀県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
京都府	1. 府庁職員等 2. 府立機関職員等	1. 府庁職員等 2. 府立機関職員等
大阪府	1. 府庁職員等 2. 府立機関職員等	1. 府庁職員等 2. 府立機関職員等
兵庫県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
奈良県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
和歌山県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
徳島県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
香川県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
高松市	1. 市庁職員等 2. 市立機関職員等	1. 市庁職員等 2. 市立機関職員等
愛媛県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
高知県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
福岡県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
佐賀県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
大分県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
熊本県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
鹿児島県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等
沖縄県	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等	1. 県庁職員等 2. 県立機関職員等

[illegible]

表 10 日本銀行の貸付と返済の状況（単位：千億円）

項目	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年																																																																																																																																																																																																																																																																																														
貸付	1,000	1,050	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950	3,000	3,050	3,100	3,150	3,200	3,250	3,300	3,350	3,400	3,450	3,500	3,550	3,600	3,650	3,700	3,750	3,800	3,850	3,900	3,950	4,000	4,050	4,100	4,150	4,200	4,250	4,300	4,350	4,400	4,450	4,500	4,550	4,600	4,650	4,700	4,750	4,800	4,850	4,900	4,950	5,000	5,050	5,100	5,150	5,200	5,250	5,300	5,350	5,400	5,450	5,500	5,550	5,600	5,650	5,700	5,750	5,800	5,850	5,900	5,950	6,000	6,050	6,100	6,150	6,200	6,250	6,300	6,350	6,400	6,450	6,500	6,550	6,600	6,650	6,700	6,750	6,800	6,850	6,900	6,950	7,000	7,050	7,100	7,150	7,200	7,250	7,300	7,350	7,400	7,450	7,500	7,550	7,600	7,650	7,700	7,750	7,800	7,850	7,900	7,950	8,000	8,050	8,100	8,150	8,200	8,250	8,300	8,350	8,400	8,450	8,500	8,550	8,600	8,650	8,700	8,750	8,800	8,850	8,900	8,950	9,000	9,050	9,100	9,150	9,200	9,250	9,300	9,350	9,400	9,450	9,500	9,550	9,600	9,650	9,700	9,750	9,800	9,850	9,900	9,950	10,000	10,050	10,100	10,150	10,200	10,250	10,300	10,350	10,400	10,450	10,500	10,550	10,600	10,650	10,700	10,750	10,800	10,850	10,900	10,950	11,000	11,050	11,100	11,150	11,200	11,250	11,300	11,350	11,400	11,450	11,500	11,550	11,600	11,650	11,700	11,750	11,800	11,850	11,900	11,950	12,000	12,050	12,100	12,150	12,200	12,250	12,300	12,350	12,400	12,450	12,500	12,550	12,600	12,650	12,700	12,750	12,800	12,850	12,900	12,950	13,000	13,050	13,100	13,150	13,200	13,250	13,300	13,350	13,400	13,450	13,500	13,550	13,600	13,650	13,700	13,750	13,800	13,850	13,900	13,950	14,000	14,050	14,100	14,150	14,200	14,250	14,300	14,350	14,400	14,450	14,500	14,550	14,600	14,650	14,700	14,750	14,800	14,850	14,900	14,950	15,000	15,050	15,100	15,150	15,200	15,250	15,300	15,350	15,400	15,450	15,500	15,550	15,600	15,650	15,700	15,750	15,800	15,850	15,900	15,950	16,000	16,050	16,100	16,150	16,200	16,250	16,300	16,350	16,400	16,450	16,500	16,550	16,600	16,650	16,700	16,750	16,800	16,850	16,900	

別記様式第5号（第15条関係）

1 資料区分	2 受理機関	3 受理年月日	4 受理日
5 受理番号	6 受理年月日	7 受理日	8 受理日

警察法第106条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 南 届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ）

氏名又は名称

届出者の職別 1. 個人 2. 株式会社 3. 有限会社 4. 有限責任 5. 有限責任 6. その他

届出者の住所 1. 住所 2. 支店 3. その他

届出の事由 1. 公安委員会 2. 公安委員会

届出の年月日 年 月 日

届出の事由

記載事項

1. 公安委員会に、記載しないこと。

2. 公安委員会に、記載しないこと。

備考

届出の大きさは、日本郵便規格A4とする。

別記様式第6号（第17条関係）

1 資料区分	2 受理機関	3 受理年月日	4 受理日
5 受理番号	6 受理年月日	7 受理日	8 受理日

警察法第106条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 南 届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ）

氏名又は名称

届出者の職別 1. 個人 2. 株式会社 3. 有限会社 4. 有限責任 5. 有限責任 6. その他

届出者の住所 1. 住所 2. 支店 3. その他

届出の事由 1. 公安委員会 2. 公安委員会

届出の年月日 年 月 日

届出の事由

記載事項

1. 公安委員会に、記載しないこと。

2. 公安委員会に、記載しないこと。

備考

届出の大きさは、日本郵便規格A4とする。

別記様式第7号（第18条関係）

1 資料区分	2 受理機関	3 受理年月日	4 受理日
5 受理番号	6 受理年月日	7 受理日	8 受理日

警察法第106条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 南 届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ）

氏名又は名称

届出者の職別 1. 個人 2. 株式会社 3. 有限会社 4. 有限責任 5. 有限責任 6. その他

届出者の住所 1. 住所 2. 支店 3. その他

届出の事由 1. 公安委員会 2. 公安委員会

届出の年月日 年 月 日

届出の事由

記載事項

1. 公安委員会に、記載しないこと。

2. 公安委員会に、記載しないこと。

備考

届出の大きさは、日本郵便規格A4とする。

別記様式第8号（第19条関係）

1 資料区分	2 受理機関	3 受理年月日	4 受理日
5 受理番号	6 受理年月日	7 受理日	8 受理日

警察法第106条第1項の規定により届出をします。

公安委員会 南 届出者の氏名又は名称及び住所

（フリガナ）

氏名又は名称

届出者の職別 1. 個人 2. 株式会社 3. 有限会社 4. 有限責任 5. 有限責任 6. その他

届出者の住所 1. 住所 2. 支店 3. その他

届出の事由 1. 公安委員会 2. 公安委員会

届出の年月日 年 月 日

届出の事由

記載事項

1. 公安委員会に、記載しないこと。

2. 公安委員会に、記載しないこと。

備考

届出の大きさは、日本郵便規格A4とする。

る。所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考

月紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

備考
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

と、
備考
厚紙の大きさは、日本建築規格A 4 とする。

別記様式第10号
(第28条関係)別記様式第11号（第32条関係）

別記様式第12号（第41条関係）（学校長等から一覽表、校長等から一覽表、校長等から一覽表）
学校長等から一覽表

学 校 名	警務員訓練所長官事務官									
警務員訓練所長官事務官	警務員訓練所長官事務官									
本 校 名	警務員訓練所長官事務官									
年 月 日	年 月 日									
年 月 日	年 月 日									

警務員訓練所長官事務官（第1項）に規定する警務員訓練所長官事務官としての資格を有する者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考
1 附属の次を以て、日本警察官制表とします。
2 中央部に記載の記載欄を記入する。

別記様式第13号（第42条、第63条関係）（学校長等から一覽表、校長等から一覽表、校長等から一覽表）
学校長等から一覽表

学 校 名	警務員訓練所長官事務官									
警務員訓練所長官事務官	警務員訓練所長官事務官									
本 校 名	警務員訓練所長官事務官									
年 月 日	年 月 日									
年 月 日	年 月 日									

警務員訓練所長官事務官（第1項）に規定する警務員訓練所長官事務官としての資格を有する者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考
1 附属の次を以て、日本警察官制表とします。
2 中央部に記載の記載欄を記入する。

別記様式第14号（第43条、第63条関係）（学校長等から一覽表、校長等から一覽表、校長等から一覽表）
学校長等から一覽表

学 校 名	警務員訓練所長官事務官									
警務員訓練所長官事務官	警務員訓練所長官事務官									
本 校 名	警務員訓練所長官事務官									
年 月 日	年 月 日									
年 月 日	年 月 日									

警務員訓練所長官事務官（第1項）に規定する警務員訓練所長官事務官としての資格を有する者であることを証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考
1 附属の次を以て、日本警察官制表とします。
2 中央部に記載の記載欄を記入する。

別記様式第18号（第53条関係）

[illegible][illegible]

